

令和5年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第2号)

令和5年6月1日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 議案第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第26 議案第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第33 議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第34 議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第36 議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第37 議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第38 議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第39 議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第40 議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第41 議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第42 議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第43 議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第44 議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第45 議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第47 議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議案第83号 工事請負契約の締結について
- 日程第53 議案第84号 工事請負契約の締結について
- 日程第54 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	伊藤誠君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君
産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務部 企画財政課長	山崎賢二君
総務部 秘書広報課長	奥村孝司君	健康福祉部 高齢介護課長	三宅正美君

健康福祉部
こども未来課長 毛利卓司君

健康福祉部
健康課長兼
ワクチン接種推進室長 小粥政人君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 佐野正美

議会事務局
議会総務課長兼
議会総務係長
議会調査係長

中島浩子

議会事務局
議会総務課主任 片野征臣

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 里雄淳意君、6番 橋本武夫君を指名します。

◎報告第6号 専決処分の承認を求めることについてから議案第84号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、報告第6号から日程第53、議案第84号までの52議案を一括議題といたします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

それでは、報告第6号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第6号を採決いたします。

お諮りします。報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求め

ことについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第7号を採決します。

お諮りします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第8号を採決します。

お諮りします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから報告第9号を採決いたします。

お諮りします。報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件は人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、こ

れに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第75号の農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての35件は人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、こ

れに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 農業委員会委員の任命に

つき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。議案第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。議案第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。議案第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、こ

れに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 農業委員会委員の任命に

つき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第77号から議案第82号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） 議長がお疲れですのでちょっと休憩していただいて、委員会が違いますので質問させていただきます。

2点質問させていただきます。

補正予算書の12ページです。

7款商工費の2目商工業振興費ですが、いわゆるエネルギー価格高騰分の支援ということで商工業事業者に一定の補助金を給付するという案件ですが、昨年はいわゆる農業者にも補助金がついておったんですけれども、今回は上程されていないんですが、それはなぜかという1点。

それから同じ12ページですけれども、農林水産業費の4目畜産業費の18節負担金、補助及び交付金、飼料価格高騰対策ということで畜産業者に対する飼料価格の高騰分の支援ということでございますが、農業者、やっぱり畜産だけではなく、いわゆる水田、それから施設野菜等、肥料が大変高騰しておるんですが、今、田植シーズンも終わりかけておりますけれども、特に各営農組合等、いわゆる化学肥料がもう2倍強上がっておるということで、そういった農家への支援はなく、畜産業者だけの飼料高騰分だけの計上なんですけれども、どうしてなのか、以上2点を質問します。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） 服部議員の御質問でございます。

1点目、エネルギー価格高騰対策のほうで商工費に予算が計上されておるが、農業者のほうはどうかという御質問で受け止めさせていただきました。

去年、電気価格高騰経済対策のほうでもさせていただきましたが、事業者と一くりにしておりますけれども、農業者のほうは、例えば担い手法人ですとか施設園芸農家の方々も農業事業者ということで対象にしておりますので、対象要件等はまた設定をさせていただきますが、それに該当する農業者の方にはこの制度を申請していただけるように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それともう一点、畜産業者のほうの支援は行うが、農業者の方の肥料の高騰対策はどうかという御質問でございます。

こちらにつきましては御承知のように、今肥料価格が高騰しているということは連日報道されておまして、私も承知をいたしております。今日の報道でも1.5倍ほどになっておるということは把握をしているところでございます。ただ、この肥料価格高騰対策につきましては御承知のように、国のほうが今現在、価格高騰分の、使用量低減率も入れますと9割になりますけれども、経費の7割をまず国が補填をしまして、岐阜県におかれましても、その残り3割の半分、15%、そちらを支援するということで、農家の方にされますと100%のうち85%までその価格高騰分の補填が効くというような現状でございます。それを鑑みまして、今回はさらに同様に飼料のほうの高騰も連日報道されておまして、畜産業者の方も大変御苦労なさっておられるということもありまして、まずはこの飼料高騰のほうを優先させていただきたいということで予算計上いたしましたので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 服部寿君。

○13番（服部 寿君） まず1点目の商工業振興費の中に事業者に対する補助金ということで、商工業ならずも農業者にもいわゆる補助金を出すということでよろしいですね。ありがとうございます。

そこで、去年は農業者に関しても燃料高騰のいわゆる油代の補助金だけでしたけれども、電気の高騰分も補助するよと。いわゆる事業費、50万円以上200万円以下の掛け率20%の2分の1で、電気代なんですけれども、商工業もそうなんですけれども、お店をやってみえて住宅と併用なんですけれども、電気代は一緒なんですけれども、当然農業者も、ハウスは別なんですけれども、作業場、いわゆる倉庫等は住家のところにありますので電気代の内訳は分からないんですけれども、そういうのは去年はどのように、商工業の電気代の補助を出された

んですけれども、いわゆる例えば5万円だったらその何十%、何割かという掛け率なのか、メーターは一緒ですから電気代の内訳は分かりませんよね、それをどう案分したか教えてくださいということと。

もう一点、部長が答弁された今の商工業振興費から農業者に出すということなんですけれども、これは事務的なことか分かりませんが、7款の商工費からいわゆる農業者に補助金を出すというのは、6款の農林水産業費からではなく、商工費から支出するというのは、それはいわゆる事務的にいいものか、商工業振興費に農業関係がそこに入って補助金をいただくというのは、それは事務的に経理的にいいのか、その2点お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えいたします。

案分につきましては、昨年の例でいきますと御家庭と店舗の、例えば面積割合とか、そういうような形で案分していただいて申請していただいた経緯がございます。

あともう一点、商工費で農業費をとということでございますけれども、私どもの考え方としましては、昨年の電気価格高騰経済対策もそうですけれども、一つの事業者として算定をしようということで、分けずにさせていただく理由としましては商工事業者のほうが数的に多いということで、農業事業者も事業者というくくりの中で商工費で対応した経緯がございますので、それを踏襲したという経緯でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第77号から議案第82号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第82号までの6議案は、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月16日にまでに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第83号 工事請負契約の締結についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。議案第83号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 工事請負契約の締結につ

いては、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第84号 工事請負契約の締結についての質疑・討論・採決を行います。

初めに、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。議案第84号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、ここで9時50分まで休憩をいたします。

(午前9時37分)

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時50分)

◎一般質問

○議長（伊藤 誠君） 日程第54、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので

御了解願います。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（伊藤 誠君） 初めに、10番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

要旨1. 脱炭素社会の推進について、質問相手は市長であります。

今年3月、本市は「第3次環境基本計画」を策定し、それに合わせて「ゼロカーボンシティかいつ」を宣言しました。この経緯といたしましては、近年の地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、世界各地での深刻な自然災害や国内における記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風などによる甚大な被害が生じている中で地球規模での温暖化対応が迫られ、パリ協定の採択や日本での2050年カーボンニュートラル宣言がされ、こうした世界的な流れの中で、本市が脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを市内外に示していくということで「第3次環境基本計画」を策定されました。そして、同計画において2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという目標や計画を策定したことに伴い、「ゼロカーボンシティかいつ」を宣言するに至ったと認識をしております。

なお、この間のこうした本市の取組は、令和3年の第4回定例会における橋本議員の一般質問での御要望などによるものであると理解をしております。

一方で、先日ある市民の方から、「今度海津市が宣言したらしいけど、具体的に何をするのか」といった御質問を受けました。確かに「第3次環境基本計画」において本市の温室効果ガス排出量を「2050年までに実質ゼロを目指し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で48%削減する」という目標を設定しました。そして、本市における取組の方向性として、市民の取組や事業者の取組、吸収源確保の取組や行政の取組、また対策による削減量の試算も示されており、さらに本市の地域脱炭素ロードマップとして徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収の確保の3分野において、行政が行うべき取組が時系列で示されております。

しかし、先ほどの市民の方のように、「ゼロカーボンシティかいつ」を宣言したけれども本市がどのように取り組んでいくのかを知らない方、あるいはそもそも宣言したことを知らない方もお見えになるのではないかと思います。また、私自身、「第3次環境基本計画」を読みましたが、今後具体的にどう取り組んでいくのかなど分からないところもあります。

そこで、次の点について市長にお尋ねをします。

①今後目標達成に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、また目標達成の実現可能性と、そのために最も重要な取組は何だと認識をされているのか。

②同計画における「2050年に向けたロードマップ」の中で、市民や事業者の徹底した省エネルギーを推進するために今後補助事業を検討していくとあるが、具体的にはどのようなものを検討していくのか。

③再生可能エネルギーの導入促進においては、太陽光発電設備等設置費補助金が現在あるが、昨年度の目標数と実績数及び今年度の目標数はどれだけか。

④同計画における「2050年に向けたロードマップ」の中で、本市の太陽光発電の導入ポテンシャルは高く、市域の令和元年度の温室効果ガス排出量の約74%との記載があるが、どのように推進をしていくのか。

⑤太陽光発電については、令和3年第4回定例会における橋本議員の一般質問への答弁の中で、当時の産業経済部長が「営農型太陽光発電を今後検討していきたい」と述べているが、検討結果は。なお、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）とは営農を続けながら太陽光発電を行う設備で、農地の上に太陽光パネルを設置し、農業と太陽光発電の両方を行う仕組みであり、農業、エネルギー、まちづくり、環境問題と幅広い分野で問題解決を図ることのできるシステムと言われることもある。私は、営農型太陽光発電を市内で推進するための手だてを本市がすべきであると考えているが、いかがか。

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の1点目の脱炭素社会の推進についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本市では温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、令和5年3月の「第3次環境基本計画」の策定に合わせて「ゼロカーボンシティ宣言」を表明いたしました。この計画では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする長期目標とともに、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年を基準として48%削減する中間目標を定めたところであります。

1つ目の目標達成に向けた取組につきまして、温室効果ガス排出量の削減は、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての主体が、その目標の達成に向けて取り組む必要があります。このため、本市では環境基本計画の中で地域脱炭素ロードマップを示し、市民や事業者の徹底した省エネルギーの取組を後押しするために、市が行うべき取組を明示したところであります。

本市といたしましては、このロードマップに基づき、建物の省エネ化、高効率な省エネ

ギー機器の導入、エネルギー管理の徹底、再生可能エネルギーの活用、次世代自動車の普及、リサイクルの推進などについて省エネルギーの取組を促進してまいります。

2つ目の補助事業につきまして、本市では令和4年度より市民向けに太陽光発電設備等の設置に対する補助事業を開始するとともに、今年度は温室効果ガスの排出削減に取り組む事業者への補助制度を新たに創設したところでございます。

今後は、住宅や事業所建物の省エネ化、高効率な省エネルギー機器の導入などに対する補助制度の創設について調査・研究を進めてまいります。

3つ目の太陽光発電設備等設置事業補助金につきましては、新たに設置する家庭用太陽光発電設備の発電容量を目標値としております。令和4年度は、累計100キロワットの目標に対し5件で31キロワットの太陽光発電設備が設置されております。令和5年度におきましても昨年度と同様に100キロワットを目標値としており、引き続きその達成に向け、市報やホームページ等を活用して周知啓発を図ってまいります。

4つ目の太陽光発電の推進に向けた取組につきまして、本市では公共施設に自家消費型太陽光発電設備を設置して温室効果ガスの排出削減を図る方針であり、今年度は効率的に設置するための導入調査を実施することとしております。

今後はこの導入調査の結果を分かりやすく解説し、広く周知することで、市民や事業者による太陽光発電設備の設置を促進してまいります。

5つ目の営農型太陽光発電につきましては、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組であり、農作物の販売収入に加え、売電による収入や発電力の自家利用により、農業経営の安定化と農業者の収入の拡大につなげるものであります。農林水産省のホームページでは、遊休農地の解消に向けた取組の一環として営農型太陽光発電設備を設置して農業経営の安定化に取り組む事例が紹介されており、営農型太陽光発電は農業経営の選択肢の一つであると考えております。しかしながら、本市におきましては農地の集積が進み、圃場の大規模化が進んでいることから、大型機械で作業を行うことが多く、太陽光パネルが機械作業の妨げとなり営農活動に支障を来すことが懸念されるところであります。また、営農型太陽光発電設備の設置による日照不足により農作物の生育に影響を及ぼす事例も報告されており、現在、国においてその在り方についての議論が行われているところであります。

本市といたしましては、今後の国の動向を注視しながら引き続き調査・研究を進めてまいります。

以上、松岡唯史議員の1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

早速ですが、再質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問といたしまして、私は目標達成に向けた取組と併せて目標達成の実現可能性についてお尋ねをしたつもりであります。先ほどの御答弁では取組については述べられましたけれども、目標達成の実現可能性については触れられておりません。これはなかなか言いにくい部分もあるのかなあと推測をいたしますけれども、そもそもこの目標達成の実現可能性を考えた場合に目標がどのように立てられたのか、また温室効果ガス排出量の推計手法というのがどのようにされるのかということについて確認をする必要があるかと私は思います。

そこで、目標の設定方法と温室効果ガス排出量の推計手法について、少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） まず温室効果ガス削減の目標値につきましては、国の目標値46%よりも高く、県の目標値に準じた48%ということとさせていただきます。それから排出量の推計手法につきましては、こちらについては海津市第3次環境基本計画の4-26ページに掲載をさせていただいておりますけれども、これは環境省が示す「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」に準拠した推計手法になります。推計値は国の統計情報などを基に各部門、それから分野ごとに推計をしております。それぞれ算定式は違い、複雑なものとなっております。

例といたしまして、産業部門の製造業分野の排出量につきましては、エネルギー消費統計の岐阜県の製造業における炭素排出量に工業統計調査から得た海津市の製造品出荷額の案分率を掛け、さらに特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に示された数値、これは12分の44になりますが、こちらを乗じて推計をしたものになります。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御説明ありがとうございます。

今の御説明によりますと、海津市の温室効果ガス排出量というのは、海津市の単独で出せるわけではなくて県の炭素排出量に影響を受けるということになるかと思えます。そう考えますと、海津市だけが頑張っても目標を達成できるわけではないとも言えるかとは思いますが、一方で、地球温暖化ですとかそれに伴う気候変動対策というのは喫緊の課題でありまして、その原因とされる温室効果ガスの排出量を削減するというのは、海津市が岐阜県の一員として、また日本、世界の一員として努めていかなければならないことだと私は思い

ます。まずは海津市として、また一市民としてできることから温室効果ガス排出量の削減に貢献していくという意識が重要ではないかと考えます。

そこでなんですけれども、海津市民が、つまり私たちが温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組むべきものは何かということにつきまして、市としてどのように考えてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 市民の方が取り組んでいただく具体的なことを御説明させていただきますと思います。

まず住宅において、新築では建物の設備を省エネ性能の高いものにしたり、再生可能エネルギーを活用したりするネット・ゼロ・エネルギー住宅、それから改修については断熱効果を高くする施工やエコキュート、それからエコファームの導入、照明機器につきましてはLEDにするなどの省エネのリフォーム、家電製品につきましては省エネルギー性能が3つ星以上の製品や、自動車、自家用車の買換え時には次世代自動車を購入していただく。それから日常生活においては、移動するときには公共交通の積極的利用や、それからエコドライブの実行、家庭では不要な照明の消灯やエアコンの温度設定に気をつけると。特に市民の方には、ごみを出さない、再利用、それから再資源化の3R、または5Rの実践と、それからリサイクルの取組等が温室効果ガスの排出削減につながる、市民の皆さんに取り組んでいただきたいこととなります。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今御答弁いただきましたのはどれも大切な取組ではないかなと思いますが、一方で、市民の皆さんが意識を高めていただくために周知啓発を図っていく必要があるかとも思います。

そこで、市として市民の皆さんにどうやってそのことを周知啓発していくのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 確かに今回の計画については、周知があまりされていなかったところにつきましては反省をさせていただいているところであります。

今後、周知につきましては、市報、それからSNSを活用いたしまして周知啓発を図ってまいりたいと思います。特に、市報につきましては、これまで市報の中でごみ減量通信という形でお知らせをしておりましたが、環境通信という形で名前を改めまして、リサイクルだけではなくて温室効果ガス削減につながる取組や補助事業などの紹介を行い、意識の醸成を図ってまいりたいと思います。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

この質問の最後になりますが、先ほどの御答弁の中で営農型太陽光発電について、海津市で導入する際の懸念などを述べられました。確かに営農型太陽光発電につきましては幾つかの課題があると、幾つか課題もあることは承知をしております。ただ一方で、千葉県の匝瑳市というところにおきましては、「市民エネルギーちば株式会社」というところが主体となって営農型太陽光発電に取り組んでおりまして、大豆を栽培している農地に太陽光パネルを立て、雇用や税金も含めて地元で1億円以上落ちているとのこととあります。また、耕作放棄地の解消にも役立って移住する若者も増えていると。さらには災害時の非常用電源としても活用されたと報道されておりまして、私はその報道を動画で視聴いたしました。もちろん導入コストというのは安くはないんですけども、こうした多くのメリットを生み出した事例もあることから、私は営農型太陽光発電の推進を市としてすべきではないかということで今回提案をさせていただいたわけとあります。

海津市におきましても既に取り組んでおられる方もお見えになるようでありまして、市として、もちろんリスクなども勘案して脱炭素社会の推進に向けた取組の一つとして、選択肢の一つとして、引き続き調査・研究に努めていただきたいと思います。

また、海津市では環境審議会において地球温暖化対策に関する調査・審議を行っているかと思いますが、脱炭素を主要課題の一つとして位置づけた今、脱炭素、気候変動に特化した審議会、会議というものがあってもいいかもしれません。首都圏ではヨーロッパ発の気候市民会議というのが広がっているようでありまして、脱炭素社会の推進に向けた仕組み、組織の在り方なども今後検討していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、脱炭素社会というのは個人ですとか家庭の努力だけでは実現できず、現在の石炭火力、原発推進に固執している状況を変えないといけません。しかしながら、ライフスタイル、生活様式を見直したり、地域の再生可能エネルギーを開発、利用していくこともまた大切なことだと思います。将来の世代に豊かな自然環境を引き継ぐために、海津市が先導していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、要旨2. 市職員について、質問相手は市長であります。

「第5次海津市定員適正化計画」によりますと、本市では合併以降、職員数の削減に努めてきたものの、近年の自己都合退職者等の増加や採用募集に対する応募者の減少などにより、令和3年4月1日の職員数は第4次定員適正化計画の目標職員数を大幅に下回っており、また類似団体との比較においても平均を大きく下回っている状況であるとのこととあります。

一方で、同計画では本市の財政状況や人口減少を踏まえると大幅な職員数の増加は難しく、

令和3年4月1日現在の職員数に前回の計画期間であります平成28年度から令和2年度までの自己都合退職者等数と同じ27人を増員するとしております。

こうした人員不足の状況の中であるものの、業務量は増加傾向にあるため職員への負担が増し、長時間勤務などから病気休暇や休職、退職に至る職員もお見えになると聞きます。そうしますと職員への負担がさらに増して、職場における職員数のさらなる減少や市民サービスの低下を招くおそれもあるのではないかと思います。

そこで、次の点について市長にお尋ねをします。

①令和3年度、令和4年度における自己都合退職者数と自己都合退職者が増加傾向にある理由。②令和3年度、令和4年度におけるメンタルヘルス不調による病気休暇取得者数及び休職者数と超過勤務との関係性。③令和3年度、令和4年度におけるパワハラやセクハラといったハラスメントの有無（相談も含む）。④今後職員数を増やしていくための方策。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の2点目の市役所職員についての御質問にお答えします。

1つ目の自己都合による退職者数につきましては、平成30年度4名、令和元年度9名、令和2年度14名、令和3年度15名、令和4年度23名となっており、コロナ禍となった令和2年度以降、大幅に増加しております。

2つ目のメンタル面の不調による休職者数等につきましては、令和3年度と令和4年度において病気休暇を取得した職員は13名で、休職となった職員は、そのうちの5名であります。病気休暇を取得した13名の取得前3か月の超過勤務時間の平均は、1月当たり約25時間であり、超過勤務が直接の原因となった事例は確認できておりません。

3つ目のハラスメントにつきましては、過去2か年度における相談件数は2件あり、対応フローに基づき、当事者への指導や配置転換などを行ったところであります。

4つ目の職員数につきましては、令和2年度より4月採用だけでなく、年度途中の採用を行っております。今年度も7月及び10月の採用を予定しており、採用の機会を増やすことで職員数の確保に取り組んでおります。

また、募集する際の年齢について、その上限を拡大し、即戦力としての活躍が期待される社会人経験者を積極的に採用するとともに、新たに土木技術職の採用枠を設けるなど、多様な人材の確保に取り組んでまいります。

こうした対策に加え、募集に関する周知につきましてもこれまで以上の取組が必要と考えており、近年、応募者の少ない高卒程度の募集について、積極的に近隣の高校を訪問して周知を行うことで応募者の増加を図ってまいります。

今後も定員適正化計画に示す職員数の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上、松岡唯史議員の2点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず自己都合退職者のことでありますが、令和3年度15名、令和4年度が23名ということでありました。一方で、増加傾向にある理由についての御答弁がありませんでした。辞められた方の理由というのは様々で一概に言えないのかもしれませんが、そもそも公にはしづらいのかもしれませんが、自己都合退職者が増加傾向にあること自体、本市にとって好ましいことではないと思いますし、市としては原因をつかんでその対策が取れるのであれば、対策を取る必要があるのではないかと考えます。

そこで、自己都合退職者が増えているという現状を市長はどのように捉えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） まず総務省の発表によりますと、自己都合退職者の数といたしますのは全国的に増加をしている、そういう傾向にあります。そういった中ではありますが、市の今の現状といたしますのはとても好ましいものではない、強力な改善の取組が必要であると認識をしているところであります。さらなる働き方改革、職員のやりがいを持てる職場環境づくり、様々なことに取り組んでまいりたいと感じております。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今市長が言われたように、自己都合退職者が増えているというのは全国的な流れ、社会的な流れというのも一つ要因としてはあるのかもしれませんが、もしかしたらキャリアアップを目指して辞めるですとか家庭の事情で辞めるというのも、ある意味仕方のないことかなというふうには思うんですけども、一方で、業務量が多くて耐えられなくて辞める、職場環境が合わなかったり人間関係がうまくいなくて辞めるというのは防げるもの、防がなければいけないものだというふうに私は考えます。そのためにも、今市長おっしゃいましたけれども、自己都合退職者が増えている現状の要因を捉えていただいて適切な対応・対策を取っていただきたいと思います。

次なんですけれども、2つ目のメンタルヘルスの不調による病気休暇取得者及び休職者と超過勤務の関係性について先ほどお尋ねしまして、御答弁としては、病気休暇を取得された

り休職されたりしている職員にとって超過勤務時間が長いというのは直接の原因ではないというような御答弁だったかと思えます。ただ、私はこれはちょっと違うのではないかなと思います。何でもかといえますと、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、病気休暇取得者ですとか休職者の超過勤務時間を平均すると、先ほどおっしゃられたような月約25時間というふうになるのかもしれませんが、これはそれぞれの様々な職員の方の様々な理由によってそうなっているからではないかなと思うんです。

事前の担当課への聞き取りによりますと、中には2週間余りで71時間の時間外勤務、超過勤務をして体力的にも精神的にも大きなダメージを受けてしまって、やむを得ず病気休暇を取っているという職員の方もお見えになるということでもあります。連日連夜12時頃まで仕事をされていてダウンしてしまったのかなあということが実態ではないかと推測されます。

そもそもなんですけれども、時間外勤務、超過勤務の上限というのは海津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則におきまして、原則として1か月45時間かつ年360時間で、他律的な業務の比重の高い部署については1か月100時間未満、1年で720時間かつ2から6か月の平均が80時間の範囲と認識をしております。

それで、先ほどの方の場合でいきますと2週間で71時間ということですので、単純計算すると1か月で100時間を優に超える時間外勤務、超過勤務をされていたということになります。何が言いたいかという、上限を超えるペースで仕事をされていたということになります。ほかにもこういった職員の方がお見えにならないのかというのが大変心配になるところであります。

そこで、超過勤務時間の上限を超えているような職員の方がほかにお見えにならないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 秘書広報課長 奥村孝司君。

○総務部秘書広報課長（奥村孝司君） お答えいたします。

この4月の超過勤務時間、80時間を超える職員につきましては、まず16名、そのうち100時間を超える対象者というのは3名ございました。

内訳といたしましては、市民課、税務課の職員が大半を占めております。市民課につきましては、休日のマイナンバー交付事業を行っていることによる休日出勤が主な理由となっております。また、税務課につきましては、確定申告を行った後、年度が替わって新年度の課税準備等を行っており、どちらの課につきましても課全体で残業時間が多くなっている状態でございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 連日9時、10時まで残って仕事をされている職員の方もお見えになる

と聞いておりましたが、やはりそういう職員の方がお見えになるということでありまして、そうした働き方をされておる職員の方の体調とか健康というのが本当に心配になります。

そもそも私が言うまでもなく、超過勤務時間、月80時間以上というのが過労死ラインの目安であります。職員の方の健康を守るためにも、職員の増員ですとか適切で柔軟な人員配置といったことによって超過勤務時間の短縮に努めていただくよう強く要望いたしますが、市長、その辺りのこと御答弁願えますか。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 適正な人員配置、そして増員ということでございますが、私も様々な場で発言をしておりますとおり、それはもうこの市にとって本当に必要なことであると思っておりますし、それに向けて取り組んでまいります。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 職員の方というのは、市にとってもなんですが、市民にとっても貴重な人材であります。市長の進めようとされている市政を実現していくためには職員の方一人ひとりの働きが欠かせないわけでありまして、そんな職員の方がオーバーワークで倒れてしまう、休んでしまう、最悪の場合辞めてしまうということでは、本市にとって大変な損失であります。一方では職員の方の人生にも関わることであります。そうならないためにも市長には早急に、また中長期的な展望を持って御対応、御対策のほうよろしくお願いをいたします。

次になんですが、ハラスメントについてなんですが、先ほどの御答弁では過去2年間で2件の相談があったということでありました。これは、パワハラなのかセクハラなのかということについてお尋ねしたいと思いますが、お願いできますか。

○議長（伊藤 誠君） 秘書広報課長 奥村孝司君。

○総務部秘書広報課長（奥村孝司君） お答えいたします。

2件あった案件につきましては、ともにパワハラということでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） パワハラは、もちろんあってはいけないことであると思います。パワハラ防止のために何か対策とかは取られているのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 秘書広報課長 奥村孝司君。

○総務部秘書広報課長（奥村孝司君） お答えいたします。

令和3年12月には課長補佐以上を対象といたしまして、また令和4年12月につきましては係長級職員を対象としてハラスメント研修というものを行いました。

また、本年5月、県内自治体でセクハラについての報道があった際には、全職員に対して「海津市職員のハラスメント防止及び対応に関する指針」及び「海津市職員のハラスメント防止及び対応について」の内容について、再度確認をするよう通知をいたしたところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

やはりパワハラを防止するためには、職員一人ひとりの互いの人格を尊重して、自らがパワハラをしないと強く意識することが大切かと思えます。

また、今、研修を行ったと言われましたけれども、対象者の職員の方が自分事として捉えて研修に臨んでいただくということもまた大切なことだと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

最後になりますが、先ほどの御答弁で新規採用に努めている旨を述べていただきました。私は、やはり正規職員を増やしていくということが現在の職場における諸問題を解決する一つだと思っております。それと同時に、職場環境の改善ですとか業務改善も進めていただきまして、働きやすい職場、そして職員の方の能力が存分に発揮できる職場にしていてもらえたらということをお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） これで松岡唯史君の質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、9番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

[9番 浅井まゆみ君 質問席へ]

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は2点市長にお伺いいたします。

1点目、子宮頸がん撲滅のための予防について、2点目、認知症の人と家族を一体的に支援する取組について伺います。

1点目、子宮頸がん発症予防を目的としたHPVワクチンについて、昨年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種期間を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっています。令和2年12月議会でも子宮頸がんについて質問しておりますが、接種率の回復は簡単ではなく、不十分な状況であります。

定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチン（サーバリックス）と4価ワクチン（ガーダシル）でしたが、これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価ワクチン（シルガード9）が本年4月から定期接種となりました。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価ワクチンと定期接種化の対応についてお伺いいたします。

1点目、積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、いつ、どのように行ったのか、お伺いいたします。

2点目、今年度、直近までの接種率はどのようになっているのか、お伺いいたします。

3点目、9価HPVワクチンの効果や安全性についてお聞かせください。

次に、HPVワクチンの男性への接種についてお伺いいたします。

子宮頸がんと聞くと男性がワクチン接種する必要をあまり感じられないかもしれません。HPVは性的な接触によって感染が広がっていくタイプのウイルスです。子宮頸がんワクチンとして知られてきたHPVワクチンですが、世界的には男性への接種も当たり前となっている国が多いのが現状です。我が国でも2020年12月から4価HPVワクチンの男性への接種が可能となりました。

HPVはごくありふれたウイルスで、性交渉の経験がある女性のうち50%から80%はHPVに感染していると推計されています。子宮頸がんの95%以上はHPV感染が原因であることが分かっています。10代という若いうちにワクチン接種が推奨されているのも、性的な接触を経験する前にワクチンを接種するためです。HPV感染を性感染症と考えると、ここに男性も接種すべき理由があり、治療の原則はパートナーと共に一緒に治療することです。

また、男性へのHPVワクチン接種のメリットは、パートナーへの感染防止につながるほか、尖圭コンジローマや中咽頭がん、肛門がんなどを予防できることが上げられます。しかし、男性が同ワクチンを接種する際は任意のため、3回で約5万から6万円を自己負担しなければなりません。

そこで、男性へのHPVワクチンの接種費用の助成制度を導入してはいかがでしょうか、御見解を伺います。

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の1点目の子宮頸がん予防についての御質問にお答えします。

子宮頸がん予防となるHPVワクチンの接種につきましては、予防接種法において小学6年生から高校1年生に相当する女子への接種を市町村が主体となって実施することとされており、平成25年4月から定期接種が開始されております。その後、接種との因果関係を否定できない副反応が認められたため、同年6月から積極的な接種勧奨は控えられておりましたが、令和3年11月に厚生労働省より通知が出され、議員仰せのとおり令和4年4月から積極的な勧奨が再開されたところであります。

1つ目の定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知につきまして、まず定期接種につきましては、中学1年生から高校1年生に相当する女子に対し、令和4年4月に子宮頸がんワクチンに関するリーフレットとともに予診票を送付し、HPVワクチンの接種を案内いたしました。また、本年度も中学1年生の女子に対し新たに同様の案内を送付するとともに、中学2年生と3年生の女子には5月から6月にかけて学校を通じて再度リーフレット等を配布し、積極的な接種を呼びかけているところであります。

次に、積極的な勧奨が行われなかった期間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女性に対しては、キャッチアップ接種の対象者として、令和4年6月から10月にかけてワクチン接種の案内を送付いたしました。また、接種案内の送付のほかにも市報やホームページでお知らせするとともに、市の公式LINEにて接種勧奨を行ったところであります。

今年度は、新たにキャッチアップ接種の対象者となった高校2年生に相当する女子に対して6月中旬に接種を案内することとしており、その後もホームページ等で接種勧奨を実施してまいります。

2つ目の接種率につきまして、本市の定期接種における過去5年間の接種人数と接種率はそれぞれ平成30年度は接種なし、令和元年度は1人で0.2%、令和2年度は19人で3.5%、令和3年度は30人で5.5%、令和4年度は55人で10.1%となっており、令和4年度は接種勧奨が再開されたことで、前年度に比べ接種人数は倍増しております。

また、令和4年度から開始されたキャッチアップ接種では125人が接種を受け、接種率は9.7%であります。

3つ目の9価ワクチンの効果や安全性につきまして、9価ワクチンは令和4年11月の厚生科学審議会において定期接種に用いることが了承され、令和5年4月より接種が行われております。9価ワクチンの効果につきましては、2価ワクチンと4価ワクチンが子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐとされていることに対し、9価ワクチンは原因の80%から90%を防ぐとされており、効果が期待されております。

また、安全性につきましては、接種後の症状として接種部位の疼痛、発赤、腫脹が報告されておりますが、これらの症状は厚生科学審議会において、4価ワクチンと同程度であり聞

題はないとされております。

4つ目の男性へのHPVワクチンの接種につきましては、議員仰せのとおりHPVへの感染に起因する疾患の発症を予防する効果があり、またパートナーの感染を予防する点からも有効であるとされております。厚生科学審議会におきましても男性に対する接種の定期接種化に向けた検討が令和4年8月に始まったところであり、助成制度の創設につきましては国の動向を注視しながら調査・研究を進めてまいります。

今後も子宮頸がんの予防と早期発見のため、引き続きHPVワクチンの接種勧奨と子宮がん検診の受診勧奨に取り組んでまいります。

以上、浅井まゆみ議員の1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ワクチンの積極的勧奨がされてからの周知におきましては、対象年齢の方に案内やリーフレットなどを送付されたり、またホームページや市報などで積極的勧奨をされまして、学校でのリーフレットなども配布されたということで大変努力をしていただいているなということも感じました。

積極的勧奨が再開されてからの接種率は令和4年度で55人で10.1%ということですがけれども、やはりまだまだ接種率は伸びていないのが現状だと思います。それでも勧奨が控えられてきた時期に比べましては、そのときに0.2%程度でしたので、少しは関心を持っていただいているのかなということも感じます。

それで、積極的勧奨が控えられていた間に自費で接種された方はお見えになったのか、またその方々に対しての公費助成があったと思うんですけれども、その公費助成というのは全額助成でしたのでしょうか、お伺いします。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 小粥政人君。

○健康福祉部健康課長兼ワクチン接種推進室長（小粥政人君） 浅井議員の再質問にお答えいたします。

積極的勧奨が控えられていた間の自費で接種された方と公費助成についてですが、接種をされた方は7人で、公費助成につきましては全額助成ではなく、基準で定められた1回当たりの上限額である1万6,500円を助成いたしました。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

結構自費でも受けられていた方がお見えになったなあということを感じますが、それだけやはり関心が高まってきたんではないかなということも感じております。

この4月から定期接種に追加されました9価ワクチンですけれども、2価と4価に比べまして80%から90%の効果があるという今御答弁でしたけれども、2価と4価は3回接種が必要だと思うんですが、9価は2回でいいということもお伺いしましたが、こここのところの詳細説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 小粥政人君。

○健康福祉部健康課長兼ワクチン接種推進室長（小粥政人君） 9価ワクチンの接種回数についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、15歳になるまでに1回目の接種を受けた場合は2回の接種とされております。ただし、2回目の接種を1回目の接種から5か月以上空けて受けた場合とされております。それ以外の接種方法につきましては全て3回の接種が必要となります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

15歳までに1回目を打てば2回でよいということですね。その辺のところもしっかり周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日本では年間子宮頸がんの罹患者数は約1万人と言われております。そして、死亡者数は約4,000人と言われております。子宮頸がんはワクチンと検診で100%予防できると言われているんですね。それで、本市の直近5年間ぐらいでよろしいんですが、子宮頸がん検診の受診率、また子宮頸がん罹患者数と死亡者数を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康課長 小粥政人君。

○健康福祉部健康課長兼ワクチン接種推進室長（小粥政人君） 本市における5年分の子宮頸がん検診の受診率についてお答えいたします。

平成30年度、受診者数は890人で受診率は5.9%でございます。令和元年度、826人で5.6%、令和2年度、753人で5.1%、令和3年度、457人で3.2%、令和4年度、656人で4.6%でございます。

続いて、過去5年分の子宮頸がんの罹患者数と死亡者数についてお答えをさせていただきます。

令和元年が最新情報となっている岐阜県の統計情報となりますが、平成27年の罹患者数は14人、死亡者数は1人、平成28年の罹患者数は7人、死亡者数はゼロ、平成29年の罹患者数は9人、死亡者数は4人、平成30年の罹患者数は9人、死亡者数は2人、令和元年の罹患者

数は5人、死亡者数も5人でございます。

今お答えいたしました罹患者数は、初めて子宮頸がんと診断された方の人数となります。また、死亡者数につきましては、子宮頸がんではなく子宮がんの死亡者数のデータとなります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

やっぱり受診率のほうで5%から6%ということで、大変低いなということも感じます。罹患者数のほうも結構お見えになって、これは県の情報なので、ちょっと正確な数字ではないと思いますが、しっかり検診をしていただきたいなということも思います。

国内による40代の子宮頸がんによる死亡者数は、乳がんに次いで第2位なんですね。ワクチンと検診で防げるということも、またしっかりPRもしていただきたいと思います。

検診を受けない理由として、検診に行く時間がないとか検査に伴う苦痛に不安があるからとか、また恥ずかしいとかいう理由もあると思うんですけども、先日、私、HPVワクチンの現状についての講演をオンラインで受講いたしました。その中で、HPV自己採取法の有用性についてのお話がありました。これは福井県の福井大学の黒川准教授が推奨しておみえになりまして、今福井県の幾つかの市で実証実験が行われているということでございます。子宮頸がん検診未受診者に自己採取検診キットを配付して受診率向上につなげているということでございます。

やはり30代で5年間未受診者に電話や手紙などで再勧奨はしていただいていると思いますが、効果には限界があると思いますので、この自己採取HPV検査を、こういったこともあるんだよということも医師会の先生方とともに御検討されまして、受診率向上に向けた取組として御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、男性への公費助成ですが、HPVワクチンの男性への公費助成は、国内でも国に先駆けて自治体が取組を始めている事例が広がっています。青森県平川市では2022年8月から、千葉県いすみ市では2023年4月から、東京都中野区では2023年8月から男性への接種費用助成の開始を予定しています。

このいすみ市では、4月から既に20人の申請があったそうです。また、海外ではWHOの調査によると、アメリカやイギリス、フランス、オーストラリアなど、少なくとも39か国で男性接種が公費助成の対象となっています。2021年時点での男性接種率は、アメリカでは68%、イギリスでは71%であり、幾つかの先進国では男性へのHPVワクチンの接種が当たり前になりつつあります。社会全体でヒトパピローマウイルス、このHPVによって引き起こされるがんを予防し、接種を希望する家庭の経済的負担を軽減するための取組が少しずつ

広がりつつある中で、世帯収入や居住地など環境によって本来防ぐことができるがんのリスクに差が出るのは望ましくありません。女性だけでなく、男性へのHPVワクチン公費助成、国の定期接種が始まる前に、ぜひ県内の市に先駆けてやっていただきたいと思いますが、改めて市長にお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 男性へのHPVワクチンの接種ということでございますが、先ほどの答弁の中でも有効であるとされておりますとお答えをいたしましたとおり、市といたしましては詳細な情報をまだつかんでいないというところであります。また、日本ではこの男性の接種自体、日の浅いところでもありますので、そんな中で国の議論がようやく始まったということでございます。

こういったことを踏まえますと、やはり国の議論をしっかりと待ってから、この是非について検討してまいりたいと感じております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ぜひとも前向きに早期に実現できるよう、よろしく願いいたします。

今後も市民の健康と命を守るために、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨と子宮頸がん検診の受診勧奨にしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。この質問を終わります。

次に、認知症の人と家族を一体的に支援する取組について伺います。

全国的に認知症高齢者が増える中、2025年には認知症の方が5人に1人、約700万人に達すると予測され、誰もが認知症になる可能性があり、誰もが介護をする側に、される側になり得る極めて身近な問題です。2007年には大府市で認知症の方が線路内に入り、はねられるという痛ましい事故が起き、このとき家族には一審判決で全額720万円の損害賠償が請求されました。その後、家族だけに責任を押しつけるのはおかしいという世論の高まりもあり、2016年に支払い義務を否定する逆転判決が確定、それでも事情によって家族が責任を問われる余地を残した裁判は大きな波紋を呼びました。

認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われる、あるいは法定監督義務者がいない状況で認知症患者が事故を起こした場合に被害者が救済されない可能性もある中、認知症でも安心して暮らせるまちづくりのため、民間の補償を導入する自治体が広がっています。愛知県豊田市や東京都中野区をはじめ個人賠償責任補償のみの自治体も多い一方で、本人の傷害補償や被害者への見舞い費用補償がついた保険を提供している自治体もあります。全国では少なくとも60市区町村（令和2年7月時点）ですが、岐阜県では岐阜市、高山市、

中津川市、本巢市、北方町などでこの保険を活用した補償制度の運用を始めています。

認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりのため、本市においてもこの補償制度を導入してはいかがでしょうか、御見解を伺います。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の2点目の認知症に対する支援についての御質問にお答えをいたします。

本市では、近隣の助け合いや地域における見守り活動などの住民同士のつながりを生かし、認知症による徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見につなげるため、「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」を平成25年度から実施しております。この事業は徘徊の心配のある高齢者等をあらかじめ御登録いただき、警察や社会福祉協議会と事前に情報を共有することにより、行方不明時の早期発見につなげるもので、現在60名が登録されております。

あわせて、郵便局や新聞配達店、水道業者など、市民と密接に接するこの162の事業者や団体に協力事業者として御登録をいただいております。行方不明などの万が一に備えて協力体制を整えております。こうした取組により、これまでの行方不明事案につきましては、地域の皆様や関係機関の御協力の下、早期に保護されるケースが大半であります。

今後も徘徊高齢者等SOSネットワーク事業への登録について周知を行うとともに、市内の事業者に対し協力事業者として御協力いただくよう呼びかけてまいります。

一方で、今後、認知症高齢者の増加に伴い徘徊事案が増えることが予想されており、議員仰せの補償制度につきましては、徘徊中の事故などの不測の事態に備えるとともに、認知症の方とその御家族の安心につながる有用な制度であると認識しております。県内におきましても民間の損害賠償責任保険を導入する自治体が増えており、令和5年4月現在で17自治体が既に導入するとともに、2自治体が今年度の導入を予定しております。

また、国においては認知症施策推進大綱において「民間の損害賠償責任保険の普及や各保険会社の取組を後押しするとともに、自治体の取組について事例を収集し、政策効果の分析を行う」としております。民間の損害賠償責任保険の導入につきましては、こうした国の動向や他の自治体の状況を注視しながら検討してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の2点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

徘徊高齢者等SOSネットワーク事業に登録されている方が現在60名いらっしゃるということですが、登録されていない方で認知症と診断された方は現在何名ぐらいお見えになるのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 高齢介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齢介護課長（三宅正美君） お答えします。

認知症と診断された方の人数は市では把握できていません。参考ですが、介護保険要介護認定者数の中で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上と判定された方の人数は、令和5年5月30日現在で1,087名となっております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

やはりまだまだ認知症という診断を下されていない方もお見えになるわけで、相当の数の方がお見えになるのではないかなということを感じております。162の事業者や団体の方が登録して見守りの協力をしていただいているということで、本当にありがたいなということを感じております。

少し損害賠償保険制度を導入している自治体の紹介をさせていただきます。

神戸市では認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づき、認知症診断助成と認知症事故救済制度を組み合わせ実施しています。その財源を市民税に上乗せ、400円ですが、で賄っており、神戸モデルと呼ばれています。65歳以上の市民は無料で2段階方式の認知症診断が受診でき、認知症と診断されると市がその人を被保険者として保険に加入します。

認知症事故救済制度は2019年4月に開始された補償で、認知症と診断された市民本人の補償と賠償責任を負った場合の補償、被害に遭った市民への見舞い費用補償の組合せとなっています。被害者市民への見舞い費用補償が手厚いのが特徴で、事故発生後、被害者に見舞金を先行して支払い、賠償責任が認められれば賠償補償を支給する形になっています。

神戸市では、損害賠償保険とともに早期受診を支援する認知症診断助成制度をセットで組み合わせるなど、より充実した仕組みを整えておられます。認知症は、もはや個人の問題ではなくなっている現代社会において、医療的側面からも認知症診断助成制度といった支援も組み合わせる必要があるのではないのでしょうか。

それで、この制度を導入している成果ということでアンケート状況が示されていましたが、「保険加入により安心感が担保されていることで外出支援や社会参加の促進にもつながっている。また、スーパー等の小売業者についても、スーパーに対する補償が発生した事例があることを踏まえると保険が安心感につながる事が考えられる。また、地域全体を巻き込みながら取組を進められていると感じている」とありました。

県内でもこの損害賠償責任保険制度を導入しているところが17自治体、またこれから取り組むところが2自治体あるという状況の中で、本市がなぜすぐにできないのか、その理由を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 本市が導入していない理由についての御質問にお答えをさせていただきます。

損害賠償責任の保険制度につきましては、議員も仰せのとおり、認知症の人やその家族の安心につながる制度ということは認識をさせていただいております。しかしながら、令和2年度に国の補助を受けた調査がございまして、自治体による認知症の方の事故を補償する民間保険への加入支援に関する調査、そういった調査がございました。その中の報告書の中に、加入者数が想定に比べて少ないとか補償件数が少ないことにより、政策効果、いわゆる費用対効果の把握が難しいといった課題も幾つか上げられております。そうしたことから、先ほど市長の答弁にもありましたように、国の動向とか他の市町村の自治体の状況なんかも注視しながら調査をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

確かに加入者数が少ないという意見もありましたけれども、本当にこういったことで市民が安心して認知症の方とともに共同で生活ができる、安心して生活ができるということにつながっていくのではないかと考えております。

認知症の高齢者やその家族の方が、本当に市民全体の方も安心して地域で暮らしていくための施策として、また前向きに検討していただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） これで浅井まゆみ君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時02分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（伊藤 誠君） 5番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

〔5番 里雄淳意君 質問席へ〕

○5番（里雄淳意君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書のとおり質問させていただきます。

要旨 1. 海津市公共交通について、2. チーム海津について、質問相手は市長です。

1点目、海津市公共交通について。

市長は、公約に「交通アクセスの改善」を掲げられ、昨年7月1日からにしみのライナーに接続するにしみのライナーリレーバスの運行を実現されました。このことによって、公共交通機関で海津市と名古屋駅が最短65分で結ばれることとなり、名古屋圏までの交通アクセスは格段に改善されました。また、先般、名古屋圏へのアクセスバスの乗り入れを津島市にも要望されるなど、さらなる改善にも着手されております。

そして、令和5年度の新規事業として、デマンドバスの停留所の増設（最大250か所）を計画されるなど、公約を迅速に着々と実現されていく実行力に感服いたしております。ただ、新たな事業を展開するということは必ず問題も生じてきますので、その問題を検証し、事業の有効性を評価することで、成果を伴った事業になると考えます。

そこで、下記のとおり質問をさせていただきます。

1. デマンド交通について。

(1)公共交通の乏しい本市において、デマンドバスは移動手段の頼みの綱であり、停留所の増設は市民にとって大きな利点と考えます。

①デマンドバスの利用状況を地域別の数字を含めて教えてください。

②停留所の増設に至った経緯、現状をお聞かせください。

③「デマンドバスは使いにくい」という意見をよくお聞きしますが、その主な要因は把握されていますか。

(2)これまでデマンドバスは電話予約のみでありましたが、「ポケットバス停」を導入されたことによってインターネットでも予約が可能になりました。

①インターネット予約には「海津市デマンド交通利用者登録証」が必要ですが、登録者数は何人ですか。

②海津市デマンド交通利用者登録証を申請するためにはファクスで申し込まなければなりません、ウェブでの申込みは検討されますか。

③デマンドバスの利用希望者はスマートフォンやパソコンに不慣れな方が多いと想定されますが、慣れていただくことが一番の得策だと考えます。アプリの使い方等を伝えるための有効な手段を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2. 名古屋圏への交通アクセスについて。

(1)にしみのライナーリレーバス実証運行事業について。

①運行スタートから約1年が経過しましたが、運行経費、利用者数、運賃収入、目標乗車人数等を踏まえ、現段階での評価についてお聞かせください。

②実証運行の検証結果の公表時期と運行の継続もしくは休廃止の判断時期はいつ頃になりますか。

(2)津島駅へのバスの運行について。

①実証運行の狙いと予定している便数、運賃、目標乗車人数をお聞かせください。

②停留所の場所と駐車場の有無をお聞かせください。

③実証運行の期間をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 里雄淳意議員の1点目の公共交通についての御質問にお答えをいたします。

1つ目のデマンド交通につきまして、まず令和4年度のデマンドバスの利用状況につきましては、延べ1万4,573人の利用があり、地域別では、海津町内の停留所から乗車された方が延べ5,545人、平田町内からの乗車が延べ2,817人、南濃町内からの乗車が延べ5,983人であったほか、市外の停留所からの乗車が延べ228人でありました。

停留所の増設につきましては、市民より増設を求める意見が多数寄せられたことから、令和4年9月の市議会第3回定例会において、小粥努議員の御質問に対し、デマンドバスの利便性を高めるとともに、利用者の移動負担の軽減を図るため、停留所を増設する旨を答弁したところでございます。その後、令和4年12月に各自治会に設置要望を伺ったところ、52か所の要望をいただきましたので、その全てについて、本年10月から設置できるよう準備を進めているところであります。

デマンドバスにつきましては、市民から「利用方法が分からない」「電話予約が面倒」といった御意見を多くいただいております。このため、市報9月号に併せて全戸に配付するデマンドバスの利用ガイドに電話予約の方法などを分かりやすく掲載するとともに、市民向け出前講座を実施するなど、利用方法の周知を図ってまいります。

また、予約時の利便性を向上するため、令和4年1月よりインターネット予約を開始したところでございます。令和5年4月時点で1,604人の方に利用登録をいただいております。この1年間で122人増加しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、スマートフォンやパソコンに不慣れな方もおられますので、先ほど申し上げた利用ガイドにインターネット予約の操作手順を分かりやすく掲載するとともに、介護予防教室や高齢者向けのスマートフォン教室などの、そういった機会を通じて、インターネット予約の利用を促進してまいります。

また、インターネット予約の利用登録につきましても、10月からインターネットで行えるよう対応してまいります。

2つ目の名古屋圏への交通アクセスにつきまして、まずにしみのライナーリレーバスにつきましては、令和4年7月から令和5年4月までに延べ2,690人の方に御利用いただきました。7月から11月までの1日当たりの平均利用者数は6人でございましたが、12月以降は1日当たり12人の方に御利用いただいております、僅かではありますが、利用者は増加傾向にあります。

一方で、運行開始から令和5年3月末までの運行経費は約1,890万円、また運賃収入は約60万円であり、採算ベースには程遠く、さらなる周知と利用促進が必要であると認識しております。

にしみのライナーリレーバスの実証実験につきましては、一体となって運行されるにしみのライナー本線の実証実験に併せて実施されておりますが、現時点でこの本線の実証実験の終了時期は決められておりません。リレーバスの実証実験の検証結果につきましては、この本線の実証実験の終了に併せて公表するとともに、今後の方向性について適切に判断してまいります。

次に、名古屋圏アクセスバスにつきまして、コミュニティバス海津津島線は、市民の名古屋圏への交通アクセスの向上と名古屋圏からの誘客を目的に、9人乗りジャンボタクシー2台で運行する予定でございます。

便数につきましては、平日は、市役所から津島駅まで運行するものと駒野駅から市役所を経由して津島駅まで運行するものを合わせて28便、また休日は、市役所から津島駅まで運行するものを15便予定しております。

運賃につきましては、現在のコミュニティバスの運賃設定を適用し、市内から津島駅までを300円とする予定であります。

また、目標とする乗車人数につきましては、1月当たり1,500人としております。

停留所につきましては、ファーマーズマーケット海津店付近に「馬目停留所」、東江駐在所付近に「大和田停留所」をそれぞれ設置する予定であります。

なお、駐車場につきましては、発着所となります市役所に設置をいたします。

実証実験の実施期間につきましては、令和5年10月から令和7年3月までを予定しております。今後、市報やホームページなどによる広報に加え、市報9月号に併せて時刻表などを掲載した利用ガイドを全戸に配付することで、市民への周知と利用促進を図ってまいります。

以上、里雄淳意議員の1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、通告書の順番に再質問させていただきます。

まずデマンドバスについてでありますけれども、最初に利用者数をお聞きしたのは、今、海津市の公共交通というのは、市役所を中心に、松山駅、石津駅、駒野駅、それから木曾三川公園、医師会病院、海津温泉、名阪近鉄バス今尾バス停、お千代保稲荷、羽島駅などの主要な施設をコミュニティバスの4路線、名阪近鉄バス、にしみのライナーリレーバスでつながっています。また、南濃地域には、養老鉄道が走っております。当然主要な施設を結ぶ必要はあるのですが、そうすると、主要な施設がない、またその路線上にない地域は、デマンドバスしか交通手段がないこととなります。その地域に当たるのが市役所より東のほうの地域、私の地元の吉里地区や東江地区というのはデマンドバスのみが公共交通手段となります。

後の質問でまた触れるんですけども、今度、海津津島線ができるということで、吉里、東江方面にもデマンドバス以外の公共交通が通るということで、大変喜んでおることです。ただ、現段階では、吉里、東江地区の公共交通はデマンドバスしかないため、デマンドバスの利用者、これはやっぱり海津町が圧倒的に多いのではないかと、そのように私は予想しておりました。それで、校区别で利用人数を教えてくださいましたんですけど、ちょっとそれは難しいということで、町別でお聞きしたことでございます。

平田地区は、やっぱり利用者が少ないというのは、ほかの公共交通機関が使いやすい環境にあるという、こういうことが影響しておるのではないかなと予想されるわけでありまして。ところが、海津町がデマンドバスの利用が特別多いわけでない、これは何でかなということを考えてんですけども、これはお尋ねしてもなかなかお答えいただけないと思いますので、現段階で1日の目標利用者数と、これをどのように評価されておるか。現状と目標利用者数、その辺を少しお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） デマンド交通のほうの目標利用者数につきましては、年間で2万200人ということで目標設定をさせていただいております。

現状の利用者数に関しましての評価といたしましては、令和元年度、コロナ禍前の利用者数が2万190人でありましたので、まずはその水準まで回復していないのが現状であります。まずはコロナ禍以前の利用者数まで回復し、維持できるような、低頻度利用者の回復、それから新規利用者の掘り起こしをする必要があると考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） コロナの影響もありましたので、利用者数の減少というのは仕方ない

という面もあると思います。ただ、目標人数がコロナ以前の実績の2万200人、取りあえずここに持っていきたいということでもありますけれども、これは1日で、平日245日で平均しますと、1日の乗車人数、海津市全体で82人となります。この数字はどうも私からすると少ないように感じております。この数字が妥当かどうかと、実績が、目標人数が妥当かどうかということもまた今後御検討いただきたいなど、そのように思っております。

次に、デマンドバスの停留所の増設についてお聞きします。

年度当初、250か所増設されると、こういう計画でありましたけれども、その根拠を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 現在半径300メートルに設置している停留所を、今回150メートル間隔に縮めたときに必要となる停留所の数を地図上で試算をした数が250か所ということでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） デマンドバスしか交通手段がない地域の者にとっては、現在の364か所にプラス250か所増えると、すごく増えるということで大きな期待をしておったんですが、実際のところは自治会からの要望が52か所であったと、これは各自治会にはどのように意見聴取をなさいましたか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） デマンド交通の要望につきましては、令和4年12月1日付で各自治会長に対しましてデマンド交通の停留所新設場所の希望調査を実施させていただきました。こちらは、令和5年1月31日までに御回答をいただくように依頼をさせていただいて、調査させていただいたものになります。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 自治会長に約2か月間で要望を出していただきたいという依頼をなされたということでもありますけれども、この時期ですと少し総会の時期にも早いですし、うちらですと3月に総会がありまして、うちの自治会でこのことが自治会で相談されたということとはなかったわけでもありますけれども、恐らく自治会長さんが一人で判断されたケースが多いのではないかなと、そのように予想します。仮に総会を開いても、急なことで、しかも大勢の前で意見を述べるというのはなかなか難しいことでもありますので、自治会長さんに判断を委ねたというのは、これはベストな方法だろうと、そのように思っております。ただ、デマンドバスを本当に利用したいという人の声が今回の意見聴取では反映されなかったのでは

ないかと、今回、難しかったのではないかと、そのように思っております。本当に利用される方の声というのはなかなか聴くのは難しいなと思っておるわけでありましてけれども、時間をかけて丁寧に説明していく必要もあると思っておりますので、今後、自治会とか老人会等で、公性のある会議、そういう会議でバス停の停留所の増設を、要望があれば、それに応えられていかれますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 今後もそういった自治会の中で増設の希望がありましたら、随時増設の対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、デマンドバスが使いにくいというお声をよく聞くんですけども、その要因については、今、予約が面倒とか、使い方が分からないという、こういうお答えをいただいたんですけども、私も何人かの方からお聞きした中で、やはり予約するという行為が非常に抵抗があったり、予約する行為というのが非常にハードルが高いという、こういう御意見を何人かからお聞きいたしました。ただ、デマンドバスを電話予約でよく利用される方にお聞きしますと、非常に便利で助かっておると、こういうことをお聞きしました。確かにそうだと思うんですね。タクシーと同じような感覚で利用できますので、予約ということが非常にハードルが高いんだなと、そのように思っております。ですから、とにかく一回利用してみることが大事なことだろうと、そのように思っております。ゼロから1になる、こういうことを行っていく必要があるんでないかなと思っております。

そのために、今、デマンドバスの利用ガイド、今度9月に、できるだけ分かりやすく工夫して作っていききたいという、こういうことをお答えいただきましたし、あと、やっぱり私は、これは口コミが大事だろうと思っております。その辺り、今、出前講座も実施されておる、こういう対面で行うというのは非常に大事なことやと思っておりますので、こういうことをぜひ続けていただければと思うんですけども、実際これまでどのような形で出前講座を開かれておりますか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 出前講座につきましては、昨年度は1件ございまして、南濃町の松山台の老人クラブから要望がございまして、会合におきまして、海津市のデマンド交通に関する内容で、地域のデマンドバス停の位置がどこにあるのか、それから利用方法などについて出前講座を実施させていただきました。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 昨年1件、松山台で行われたということでありまして、今後こういう要望が自治会とか老人会からあった場合には、積極的に出向くということは考えられておりますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 今後も、要望に応じまして出前講座等を実施させていただきたいと考えております。

それからまた、先ほど市長の答弁にもありまして、介護予防教室、それからタブレットを利用した認知症予防教室も計画しておりますし、併せて各種スマートフォン教室などの機会も通じまして、インターネット予約の利用促進に努めてまいりたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） そういう教室で実際に予約する練習とかをするとかなり有効的でないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、デマンドバス、インターネット予約ができるようになっておりまして、そういうアプリが導入されておりまして、格段にデマンドバスが利用しやすくなったのではないかなと思っております。

私も、この際ですのでインターネット予約に必要な海津市デマンド交通利用者登録証を申請してみようと思ひまして、申請しようとしたのですが、申請書をダウンロードしてファクスで送信してくださいという御案内でありました。インターネット予約をするための申請にファクスを使用しなければならないと、ちょっとナンセンスだなと思ひましたけど、今、10月からインターネット予約も取り入れていただけるということでありまして、ぜひよろしく願いいたしたいと思ひます。

ただ、やっぱり便利になっても、デマンドバスを利用される方というのは圧倒的にスマホ、パソコン等に不慣れな方が多いと思ひます。ある方は、これはデマンドバスをよく利用される方なんですけれども、インターネット予約なら私はもう利用せんと、こういうことをおっしゃっていました。電話予約があるんでいいんですけれども、もうインターネット予約は嫌だと言われたんですけど、その方、実はP a y P a y、還元率10%のときに娘さんに教えてもらってP a y P a yを使えるようになっておるんですね。ですから、やれんことはないわけなんです。ですから、教えていただける方、そういう方がおれば利用も可能になるのではないかなと、そのように思っております。そのためには、特に家族がいらっしゃる方であれば、お子さんとかお孫さんがやっぱり先生となって教えることができるんでないかなと、そのように思ひますし、また代わりに予約してもらおうということもできると思ひます。

ただ、やっぱり、私もそうなんですけれども、自分が利用するつもりがないもんですから、なかなか身が入らないというか、私も残念ながら、というかお恥ずかしながら、インターネット予約を今回初めて知ったようなことでありまして、やっぱり自分が利用しないと自分のことにならないということがありますので、特にデマンドバスを利用されない若い方に対して、デマンド交通、デマンドバスについて知っていただく、デマンドバス自体を知っていただくという、こういう取組も考えていかなければならないのではないかなということを思います。いろんな方法があると思いますけど、私なんかは片道無料券とか、何かそんなものを発行したらどうかなと、いろいろ思うわけでありまして、また御検討いただけたらと、そう思います。

次に、にしみのライナーリレーバスについてお尋ねします。

今、1日の平均、6名から12名に増えたというお話でありましたけれども、これは1便当たりか17便当たりかをお答えいただけますでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） こちらの数値につきましては、全17便の数値でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 6名から12名に増えたということではありますが、全17便ですので、なかなかこの数字だけを見ると厳しいなという、そういう判断をするしかないんですけども、ただ、実証運行でありますので、採算ベースだけで是非を判断するというわけにもいきません。また、名古屋圏への公共交通アクセスが海津市にあるという、この事実がいずれ移住定住につながるという、こういう未来に対する投資にもなるのかなと、そういうことも思います。いずれにしろ、今お答えいただきましたように、にしみのライナーバス、これの実証運行が終了するまではリレーバスも続けるということでもありますので、やはりお答えいただいたように利用促進ということを第一に考えていかなければならないなと、そのように思っておりますが、何か、今、答弁で少しそういう答弁がありましたけれども、何か具体的に考えておることがあれば教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 現在、千代保稲荷神社の南鳥居付近にしみのライナーリレーバスの案内看板を設置するよう進めさせていただいております。

また、昨年度に引き続き、名阪近鉄旅行から、名古屋圏からの誘客を目的とした「おちよぼさん利用券」500円分がセットでお得なツアーを、本年5月8日から12月30日まで毎日運行するセットプランとして販売をいただいております。

今後も、運行事業者と連携を取りながら利用促進を努めていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

[5 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5 番（里雄淳意君） ぜひ利用促進につながるいろんな取組を行っていただければと、そのように思います。

名古屋方面へのアクセスに関する市民アンケートでは、平田町居住者の60%がにしみのライナーバスを利用したいと答えられております。半数以上が利用したいと答えておりますので、やっぱりこれもゼロから1になる、こういうことを考えていく必要があるんでないかなと、そのように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、海津津島線についてお尋ねします。

目標人数の月1,500人というのは、若年層、中年層、高年層のどこをターゲットにされているのですか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 昨年実施いたしました名古屋方面へのアクセスに関する市民アンケートの結果から、名古屋方面に通勤通学している人の割合は全体の18%でありました。それから、通勤通学以外の目的で名古屋方面へ外出している人の割合は69%でありまして、目的別では、買物が53%、娯楽が38%と多く、幅広い年齢層において名古屋方面への外出が見込まれていることから、より多くの方に御利用いただけるように考えております。

[5 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5 番（里雄淳意君） ありがとうございます。

新聞報道がありまして、ちょっと新聞報道と重複してしまっておって申し訳ないんですけども、あの報道があった後、多くの方からいつから走るんやという、こういうお尋ねがありました。一人の方は、子どもさんが名古屋に通っておると、もう一人の方は、娘さんが名古屋におって、ああ、これができたら娘のところへ行けるわと非常に反響が大きかったので、期待も大きいんだと、そのように思っております。

海津津島線の運行だけでなく、デマンドバスの停留所の増設、今度はデマンドバスの土曜日の運行、バスロケーションシステムの導入等々、いろんな取組を今行っていておられます。

また、今月行われます第4回市民ワークショップでは、「交通アクセスの改善と公共交通の維持・確保」をテーマに実施していただくということでございますので、こういう取組をしていただいておりますということを多くの方に知っていただくという、そういう思いも込めて、今回、この1点目の質問をさせていただいたようなことでございます。どうぞよろしくお願

い申し上げまして、2点目に移らせていただきます。

2. チーム海津について。

市長に就任され2年がたち、任期の折り返しを迎えられました。市長は、就任時の訓示で、「市政は、海津市役所が一つのチーム海津となる。そして、そこに市民の力、民間の力をお借りして、オール海津で難局に立ち向かっていかなければならない」と述べられました。

私は、就任された直後の令和3年6月議会での一般質問で、「チームをつくることは容易ではないと思われませんが、どのようにチーム海津をつくりますか」という旨のお尋ねをしました。市長は、「職員が自分の意見を口に出せる環境を整えていく、職員間のしっかりとしたコミュニケーションを取ることで風通しのよい職場をつくる、これが最も重要なことだと思っております」とお答えいただきました。

私は、市長と同年でありますので、恐らく感覚も近いものがあるのではないかと思います。ですが、「最近の若い者は」と思われることが増えられたのではないのでしょうか。真偽は定かではないですが、古代エジプトの石碑にもこの言葉が刻まれていたと言われるほど、いつの時代も変わらない人間の性質だとも思います。

最近の若い世代は転職することにより抵抗がないと言われていますが、私たちが指導を受けた世代は、一度その企業に入ってしまうと定年退職するまではめったなことでは辞職することはない終身雇用制度を信頼してきた世代ですので、若者たちのすぐに転職という考え方にはなかなかついていけません。

また、もはや社会人には常識の言葉になっている報告・連絡・相談、いわゆる「ほう・れん・そう」に対して「お・ひ・た・し」で返す「ほうれんそうのおひたし」がSNS上で共感を呼んでいるそうです。「お・ひ・た・し」とは、上司が部下から「ほう・れん・そう」を受けたときに、上司は、「お」怒らない、「ひ」否定しない、「た」助ける（困り事があれば）、「し」指示する、この「お・ひ・た・し」を心がけることによって、「ほう・れん・そう」をしやすい環境となり、互いに尊重し合う職場環境につながるそうです。私たちが受けてきた指導は真逆で、これもなかなか受け入れることは難しいことでもあります。ですが、「最近の若い者は」と悲嘆していても当然何も始まりませんので、まずは相手を理解しようとするのが何よりもチームづくりには重要であると思います。

そのためには、市長も大切に思われているコミュニケーションを通しての気づきによって、自分の価値観を確かめ直し、アップデートしていくことが必要だと考えます。コミュニケーションとは、相互理解の手段であり、私たち昭和世代の飲みニケーションでの無礼講は、上下に関係なく自分の意思を相手に伝達し、相手の意思を受け取り理解し合う意思疎通を図るには非常に優れた手段であったと改めて思います。しかし、時代は変わり続けていますので、時代に即した相互理解の方法というものを構築、導入する必要があるのではないかと思います。

す。コロナもあり、難しい状況の中、チームの結束力を高めるために日々御苦勞をなされていることとは思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 里雄淳意議員の２点目の若手職員とのコミュニケーションについての御質問にお答えいたします。

本市では、若手職員とのコミュニケーションを図るため、若手職員と所属長などによる個別面談を定期的に行っております。

また、アンケート調査により、不満に思うことや改善を求めることなど、職場環境やワーク・ライフ・バランスなどについて意見を述べることのできる機会を設けておりまして、その中で若手職員の意見に耳を傾け、若い世代の働きやすい環境づくりにつなげる取組を行っております。

加えて、本年３月に全職員を対象に実施をいたしました働き方に関するアンケートでは、市長が若手職員から政策提言などを受ける機会を求める声もあったところであります。今後、若手職員と忌憚なく話し合える意見交換を懇親会と併せて定期的で開催し、これまで以上に若手職員とのコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

以上、里雄淳意議員の２点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

〔５番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○５番（里雄淳意君） ありがとうございます。

今、若い職員の方から政策提言を受ける、市長が政策提言を受ける機会をつくってほしいと、こういう声があったと、非常にうれしく思いますし、それを大事にされている市長の思いも伝わりました。

それで今、柴澤参事がサントリーホールディングスさんから出向されておるということで、ちょっとインターネットをいろいろ見ておりましたが、サントリーでは「社員は家族」をモットーにされておって、サントリーホールディングスの人材育成とかワーク・ライフ・バランスというのは高く評価されておって、数々の著名な賞を受賞されているという、こういう情報を目にしました。非常に興味を引いたのは、2015年に「有言実行やってみなはれ大賞」の創設とか、面白い企画もいっぱいなされております。職員のチームをつくって、何でも新しいことをやってみなさい、そしてそこで大賞を決めるという、そんな取組をなさっておるということを目にしました。せっかくでございますので、そういう職場に勤めておられた柴

澤参事から、何かそういうヒントというか、御紹介いただければと、そのように思います。

○議長（伊藤 誠君） 総務部参事未来創生マネージャー 柴澤亮君。

○総務部参事未来創生マネージャー（柴澤 亮君） ありがとうございます。

企業の実例になりますので、参考までということでお話をさせていただきます。

一つの人事制度としまして、多面観察という制度がございまして、最近では360度フィードバックという言い方をしております。会社では20年ほど前からこの人事制度を管理職限定に継続的に採用させていただいております。

簡単に御説明をしますと、評価対象者に対して、仕事ぶりを、部下、同僚、上司が行動について評価、コメントする仕組みになっていまして、大切なことは当事者にフィードバックをするということで、気づきだったり、育成の意識の改革につなげるということ、風通しのよい組織づくりを目的として、サントリーとしては積極的に使っていた理由ということです。人事の担当役員にも聞きましたが、この制度は今後も継続して使っていきたいということを知っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

たしか今、民間のやり方ということでございました。それぞれ行政にも適しておるやり方というものもあると思いますが、時代に即したいろんな方法を取り入れていくということも一つ必要なことではないかなと、そのように思っております。ありがとうございます。

私は議員ですので、職員ではありませんのでチーム海津のメンバーになる資格はありませんけれども、オール海津の一員として、チーム海津と力を合わせて海津市のために力を尽くしていきたいと、そのように思っておりますので、一体となって海津市のために力を尽くしていきたいということを思いまして、質問のほうを終わらせていただきたいと、そのように思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで里雄淳意君の質問を終わります。

◇ 小 粥 努 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、4番 小粥努君の質問を許可します。

小粥努君。

〔4番 小粥努君 質問席へ〕

○4番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。

質問は2点。

まず1点目、3歳未満児の子を持つママへの子育て支援について、質問相手は市長。よろしく願いいたします。

現在、物価の高騰やコロナ禍での影響で、働くお母さんが増えています。また、女性の方々も職業を持たれ、結婚し、出産しても育児休暇が十分に取れない場合や生活を考えると早く働きに行かなくてはならない場合もあります。

保育料は、満3歳になると申請により無償となっています。しかし、2歳児のクラスでは、誕生日が来ると無償となるため、4月や5月生まれの子と2月や3月生まれの子どもを持つ家庭では負担にかなりの違いが出るため、不公平感を感じる親御さんも多く見えます。また、預かる施設でもやりにくく感じているそうです。

育児では、父親の育児休暇も取れるようにと社会的にはなっておりますが、現状ではまだ進んでいません。その中、2人目、3人目の子どもさんを出産されたお母さんからは、上の子にもお金がかかるため早く仕事に行きたいけど、会社員の奥さんですと扶養の範囲で働く方が多く、パート収入から支払う保育料を考えると、仕事に出るのをちゅうちょされる方も多く見えます。保育料の負担が少なくなれば仕事には行きたいとの声もお聞きします。そして、海津市の事業所さんでは、人手不足の声も多くお聞きします。

そのような状況を鑑みると、子育て支援の一つとして、働きたいお母さんや頑張っている方々への支援、また事業所さんの人手不足の緩和にもつながるように、子育て中の方でも働きやすい環境づくりが必要かと考えます。そして、若い世代の方たちが働いてしっかりと生活基盤をつくり、安定した生活を送れるように、行政として支援することが重要かと思えます。

そこで、2点お伺いします。

1つ、3歳未満のお子さんをお持ちのお母さんたちが働きに行きやすいように、また頑張っている家庭への応援として、3歳未満児の保育料を半額にするなどの支援の要望もお聞きしますが、市長のお考えをお聞かせください。

2つ、育休退園制度についてお伺いします。

こちらの制度も、当市においては、下の子を出産し、母親が育休を取得した場合は継続が認められておりますが、上の子が未就園で下の子の出産のために入園する場合は、産前6週から産後8週までは預けられても、その後は退園しなくてはなりません。赤ちゃんの育児をしながら上の子を見るのは大変で、中には育児ノイローゼなど、心身を崩してしまう方もおられます。今年度より「子育てエンJOYクーポン」もでき、賛同いたしますが、さらにこの制度に関しても、多様なニーズに応じて、子育てへの支援として緩和してほしいとの声もありますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の1点目の子育て支援についての御質問にお答えします。

本市では、「子育て世代に選ばれるまちづくり」を市政の第一に掲げ、子育て支援の充実に特に力を注いでおります。今年度におきましても、「かいづっこハピハピ給付金」の支給や「子育てエンJOYクーポン」の交付など、新たな子育て支援事業を始めたところでございます。

1つ目の3歳未満児の保育料につきましては、国が示す利用者負担基準額に基づき、各市町村が独自に料金設定を行っております。昨年度における本市の保育料の平均額は、県内42市町村の中で9番目、21市の中で4番目に安価となっております。

具体的に、利用者の所得区分の占める割合が最も多い第5階層の保育料で比較をいたしますと、本市の保育料は2万6,200円で、国の基準額より1万8,000円安く、県内市町村の平均より4,000円安くなっております。また、次に割合の高い第6階層におきましても、本市の保育料は、国の基準額より3万650円、県内の平均より9,500円安くなっております。

このように、本市の保育料は、他の自治体と比較して高い水準ではないものの、若い世代が経済的にゆとりを持ち、安心して子どもを産み育てることのできる海津市を実現するためには、さらなる支援が必要と考えております。

そのような中、国では、異次元の少子化対策として、子ども・子育て政策の強化についての試案が示され、保育料の軽減を含めた具体的な支援策の議論が始まったところであります。本市といたしましては、国の議論の動向を見極めつつ、各種子育て支援施策を総合的に実施していく中で、保育料の軽減等について検討してまいります。

2つ目の妊娠・出産期における通園につきまして、本市におきましては、上のお子さんが未就園で下のお子さんを出産するために認定こども園を利用する場合は、産前6週、産後8週のおおむね3か月間に限り、上のお子さんの入園を認めているところであります。しかしながら、御家庭で赤ちゃんと未就園のお子さんの育児を同時に行うことは、母親にとって大きな負担となっているところであります。このため、今後は上のお子さんの通園期間を下のお子さんが1歳になるまで延長することとし、準備が整い次第、公立及び私立の全てのこども園で速やかに実施してまいります。

以上、小粥努議員の1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

[4番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 子育て支援について前向きな御答弁をいただき、誠にありがとうございます。

います。また、出産後の上の子どもさんの通園に対しては、早々に準備し、下の子が1歳になるまで引き延ばしていただけるとのことで、ありがとうございます。

答弁にもありましたが、現在、国のほうでは、異次元の少子化対策として議論されており、子育て世代に選ばれるまちづくりとして、子育てへの支援に力を入れている横川市政においても注視されていることと思います。

その中、今回取り上げさせていただいたのは、昨今では女性の方々の社会進出も進み、職を持たれる方も増えています。また、世帯の環境も変化しており、核家族化や、私の世代など、ちょうど当てはまりますが、おじいちゃんやおばあちゃんも仕事を持たれている方も多く、孫の面倒も見たいけど仕事があり難しいなど、子どもを家で育てるのが難しく、2人目や3人目の出産を諦める方も見えるのではないかと思います。

そうした中で、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりが必要であると考えます。そして、お母さん方も、子どもが大事だし、自分の仕事も大事で続けていきたいと、子育てと仕事の両立に頑張っている方も多いと思われまます。3歳未満児の子どもさんへの保育料への支援について触れさせていただきましたが、ぜひとも頑張っている若い世代の方たちが子育てと仕事を両立し、安定した生活を送れるように、支援や応援を今後もより進めていただきますようよろしくお願いいたします。

そして、2つ目の質問の中で、育休退園についても、当市では平成31年より継続入園ができるようになっていますが、保護者の方々からは、仕事を辞めたら認定こども園では預かってもらえないと認識している方も多いようです。

そこで、改めて育休退園の現行での取組について御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） こども未来課長 毛利卓司君。

○健康福祉部こども未来課長（毛利卓司君） 育休退園の現行での取組につきましてお答えさせていただきます。

まず育休退園につきましては、お子さんが認定こども園の保育部を利用している場合、保護者が下のお子さんを出産し、育児休業を取得した場合、国の定める保育を必要とする事由に当てはまらなければ、上のお子さんは退園していただくことになるものでございます。

本市におきましては、平成31年1月より、育休退園を廃止し、現在では、保護者が下のお子さんを出産し、育児休業を取得した場合でも、上のお子さんにとって発達上、または環境の変化が好ましくないなどの理由がある場合は、継続して園を御利用いただくことができることとしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

結構、私も今回取り上げさせていただいて、なかなかこの認定こども園の制度といえますか、仕組み、結構複雑で、なかなか分かりにくい。親さんなども結構自分で、園とか市に聞いていただくと分かるんですが、結構自分で決めつけたりして、駄目かなという判断をされるケースも多いというようなことも園のほうからお聞きしております。

今回取り上げさせていただいて、ちょっと私ごとですけど、昔のことを思い出しました。子どもが小さいときに、家内が、やはり家でずっと子育てをされていて、そうすると社会とのつながりがなくなり、すごく不安を感じると、それで、半日でもいいからやはり仕事に行きたい、社会とつながりたい、そういったことを言って、1歳ぐらいの頃からやはりちょっと半日ずつ働きに行ったりとか、また保育園でも非常に、やはりうちも共働きでずうっと来ましたので、お世話になり、その園長さんからとか保育園の先生から、そうやって共働きで頑張っている親さんたちを応援するのが私たちの仕事なので、頑張っただけでねとよく励ましていただいた思いがあります。

ぜひ今後もそういった頑張っている親御さんたちに市と園とが連携しながらいろいろ応援し、支援を進めていただけたらありがたいなと思います。

では、2点目に移ります。

多文化共生への取組について、質問相手は市長。

昨今では、外国人技能実習生の方々をはじめ、多くの外国人の方を見かけるようになりました。令和4年12月末の数ですが、26か国から924名の方が見えており、コロナ禍も明けて、今後ますます増え、今年度には1,000人を超えるのではないかと思います。

また、国でいうと、ベトナムが353名、中国から127名、ブラジルが76名など、ほかにも様々な外国人の方々が近年で増えているようです。

その中、地域ではごみ処理でのトラブルや、雇われている事業者さんでは理解のないことを近所の方に言われたりするケースもあると聞いております。

また、防災などでも、災害が起きたときには外国人の犠牲者が多く出るとの話も聞きました。災害時に避難所が分からなかったり、またふだんから交流がないと避難所に行きづらく、その場にとどまってしまうケースも多いようです。

多文化共生事業としては、コミュニケーション支援として、多様な言葉による行政や生活情報の提供や、外国人にも分かりやすい表示や文章の案内、また日本語教室の機会の提供など、生活支援では、日常生活でのごみの分別などの案内や災害に対する備えや情報提供など、そして地域づくりでは、地域の方や市民の方との交流事業や多文化共生意識の醸成などが上げられます。

県においても多文化共生事業の推進が掲げられておりますが、当市における現状での取組や今後の取組について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の２点目の多文化共生についての御質問にお答えをいたします。

本市における外国籍の市民の数は年々増加しており、令和５年４月１日現在で本市の人口の３．１％に当たる９９３人となっております。国別では、ベトナム、中国、ブラジル、パキスタン、インドネシア、フィリピンなど２８か国に上り、特に東南アジアと南アジアが多く、また年代別では、３０代以下の若い世代が全体の約８割を占めております。

議員仰せのとおり、言語の違いによるコミュニケーション不足や文化・考え方の違いによる相互理解の不足などから、地域住民との間でごみ出しなどのトラブルが生じているところであり、自治会やアパートの管理会社に対して多言語で書かれた啓発用の掲示物やチラシを配付し、トラブルの解消につなげているところであります。

こうした中、市では、市報やホームページのほか、市が発信する行政や生活に関する様々な情報の多言語化に取り組んでいるところであり、転入時の窓口や雇用主となる事業所などを通じて、これらの取組を案内しております。あわせて、外国籍の市民の全ての言語に対応することは困難であることから、重要なお知らせについては、イラストや写真を取り入れ、易しく分かりやすい日本語で表現するなど、外国籍の市民にとって理解しやすい情報発信に取り組んでまいります。

また、市内には、外国籍の市民に対して日本語学習の機会を提供する団体が２団体あり、いずれも週１回の頻度で日本語教室を開催しております。日本語を学ぶ中で日本の文化や生活習慣を身につける機会を提供するとともに、日常生活に関する相談にも応じております。

本市では、これらの日本語教室や文化交流事業などの活動に対しまして、公共施設のスペースを無償で提供するなど支援を行っており、こうした取組を通じてトラブルや不安の解消につなげているところでございます。

今後につきましては、国籍や言語、習慣や文化の異なる市民の相互理解を深めるため、国際交流イベントや文化交流イベントの開催に対する補助事業を創設し、地域における円滑なコミュニケーションづくりを推進してまいります。

また、多文化共生事業を推進するためには、日本語教室を開催する２つの団体だけではなく、より多くの市民の参画を得て、市全体で取り組んでいく必要があると考えております。

現在、本市では、地域や市民団体、ＮＰＯ法人、あるいは企業などが取り組む様々な市民活動・地域活動の活性化を図るため、活動情報の発信とマッチングを行う、仮称ではありますが、「市民活動支援センター」の設立準備を行っているところであります。今後は、この

市民活動支援センターの取組を通じて、地域や市民団体、企業などとも連携しながら、多文化共生事業を推進してまいります。

以上、小粥努議員の2点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問はございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

多文化共生への理解といろいろな事業への取組を推進していただけるとのことで安心しました。

今回、多文化共生について取り上げさせていただいたのも、昨年、私の知り合いの事業所さんでも外国人の技能実習生をお二人雇われました。そして、私もその方たちとお話ししましたが、とても真面目でいい人たちです。話のほうはちゃんと伝わっているのかちょっと微妙なところもありまして、分かった、オーケーとかと聞くと何でもはいはいと答えるのでこちらもちよっとかえって心配になるようなこともあります。それはどうでもいいことなのですが、その事業主さんと話をしていたら、結構周りから、やはり怖くないとか、大丈夫なのと言われるとこぼしていました。また、ごみ出しについても、分別の仕方が分からないため、何度も出す前に事業主さんがチェックをして、何度も何度も教えて、やっているということもお聞きしました。触れ合ってみると皆さんいい人たちなのですが、家の近くに外国人の方が住まれると、やはり心配されるという声もまだまだお聞きします。

現在、人口減少問題という大きな課題を抱えている中で、地域の担い手不足や労働力不足などの問題も深刻化しております。先進的に進められている市町では外国人の定住者も増えており、一つの事例としては、美濃加茂市などでは、外国人市民はパートナーと位置づけられており、イベントのときなどにも多くの外国人市民の方が参加されて行われているそうです。また、一戸建ての住居を構えられる方も増えており、自治会に加入し、中には消防団員として活躍している方も見えるそうです。そのように、在留外国人が地域で果たす役割もますます重要になっていくと言われております。

また一方で、横浜で行われた外国人への意識調査で、日本で困っていることでは、日本語の難しさや税金や行政での手続、病院等での言葉の不自由さ、出産・育児・教育などが上げられております。

そこで、日本人の方でも市役所での手続などは難しく、大変なときもありますが、外国人の方にはより大変だと思います。現在、どのように市として対応されているのか、また他市町でも外国人専用の窓口を設けるところも増えているそうですが、今後増えていくと思われる外国人への対応はどのようにしていかれるのかお聞かせください。

また、先ほど少し述べましたが、災害時には外国人の方の犠牲者が多くなるそうです。外国人市民の方への防災についてはどのように考えているのかお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 外国籍の市民の方への窓口対応につきましては、窓口で翻訳機やスマートフォンの翻訳アプリを活用したり、外国語のリーフレット等を配付したりするなどして、課ごとに対応させていただいております。

例えば市民課では、市役所内の手続、それから生活に必要なこと、それから相談窓口などを簡単にまとめた外国人のためのくらしのガイドを手渡ししております。これは、英語、中国語、ポルトガル語の3言語を準備しております。

また、住民票や印鑑証明書をタッチパネルで申請できるらくらく窓口証明書交付サービスにつきましては、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語に対応したサービスとなっております。

現在のところ、本市には、質問にありましたように、外国籍の市民を対象とした専用の窓口は設けておりません。議員仰せのとおり、今後も外国籍の市民の方が増えていくと思われるので、どのような方法で窓口対応すべきか、また専用の窓口の必要性についても、他市町の事例を参考に調査・研究をさせていただきたいと思っております。

それから、外国人の災害対応につきましても、私のほうから少し説明させていただきます。

市では、現在、多言語に対応した防災WEBアプリにおいて情報を提供しております。このアプリは、外国籍の市民の方への多言語情報のツールとしては10か国語に対応しており、防災行政無線の内容を音声や文字で確認することができるほか、避難所までのルートをマップで確認できる機能も備えたものでございます。

また、県では、外国人防災リーダーを自治体や企業等に派遣し、外国人目線で分かりやすく日本の防災について説明される事業があります。今後は、御要望に応じて、日本語学習の機会を提供する市の団体に連携して、外国籍の市民同士の交流イベント等において活用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

ぜひとも、今後また増えていかれること、またやはり外国から見えていて、こちらでもし災害があったときに命を落としたりけがをすることがあると、その親さんたちも心配されたり大変となりますので、またそういったことも進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

非常に丁寧な御説明をいただきましたが、多文化共生という難しい言葉になってしましますが、話をしてみると、日本はきれいで治安もよく、住んでみたかったとか、日本人の方はいい人たちだと好意的な印象をお持ちになってみえている方も多く、外国人の方にとっても住みやすいまちづくりや地域の方々との双方での理解が深まるようなコミュニティづくりが今後ますます必要になるかと考えます。また、そうなっていくといいのではないかなとも思います。ぜひともそういった取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上にて質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） これで小粥努君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

次回は、明日6月2日午前9時から再開いたします。御苦労さまでございました。

(午後2時06分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年8月29日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 里 雄 淳 意

署 名 議 員 橋 本 武 夫

